

令和8年3月25日  
総合政策局共生社会政策課

## 知的・精神・発達障害などの特性がある方の公共交通機関（鉄道・バス）の利用支援となる利用体験の手引きを作成いたしました

国土交通省では、知的・精神・発達障害などの特性がある方が公共交通機関を安心してご利用いただくための「利用体験」を実現していくため、『知的・精神・発達障害などの特性がある方の公共交通機関（鉄道・バス）の利用支援となる利用体験の手引き』を作成いたしました。

知的・精神・発達障害などの特性がある方は、外出することに不安を感じたり、いつもと違う状況になると混乱が生じたり、パニック等の反応が生じることがあります。こうした不安を払拭し、誰もが快適に利用できる公共交通機関としていくためには、障害当事者が「利用体験」により実際の環境で経験を積み、利用方法を理解し自信をつけていただくことが重要であり、専門性を持った人のもとでの利用体験の環境づくりが効果的であると考えます。

また、公共交通事業者においても「利用体験」により、障害当事者の多様なニーズに気づき、接遇の向上が図られるものと考えます。

そこで、知的・精神・発達障害にかかる専門的知識をお持ちの方と公共交通事業者の皆さまが手を携えてこうした取組みを実施できるよう、『利用体験の手引き』を作成いたしましたので、公表いたします。

本手引きでは、「公共交通機関の利用で困りごとや不安などのある人がそれを解消するために練習や相談をしてみること」＝「利用体験すること」の実施と普及を目的に、関係者の役割、進め方のポイントをまとめています。

公共交通機関の利用において不安を抱えている障害当事者や障害者団体の皆さま、知的・精神・発達障害などの特性がある方の障害特性に対する理解を深めたいと考えている公共交通事業者の皆さまに本手引きをご活用いただき、共生社会の実現のための取組促進の一助となることを期待しております。

### ■添付資料

知的・精神・発達障害などの特性がある方の公共交通機関（鉄道・バス）の利用支援となる利用体験の手引き

### ■公表ページ

国土交通省の以下のページにて公表しています。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)

(お問い合わせ先)

総合政策局共生社会政策課

交通バリアフリー政策室 小川、竹井

03-5253-8111 (代表) (内線 25-503、25-514)

03-5253-8306 (直通)